

議案第57号

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

審査申出者等の押印を求めている書類について、押印を不要とする改正を行うため、この案を提出するものであります。